

会員のみなさま

新春とは申しながらまだ厳しい寒さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

昨年末にニュースでも取り上げられていたので、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、H29 年 12 月 22 日に中央教育審議会（以下、中教審）より、学校における働き方改革に関する方策についての「中間まとめ」が発表されました。今回の佐事研だよりでは、「中間まとめ」の中から、私たち事務職員に関する部分を解説いたします。それでは、どうぞ！！

（ 全文リンク http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/1399722.htm ）

まず、最初に 3 つのキーワードを押さえましょう！

① 中教審

文部科学大臣の諮問機関として文部科学省内に設置されている審議会のこと。

委員は 30 人で、教育の専門家の他に、民間企業の CEO など様々な業種の人達で構成されています。

② 働き方改革

今回の中教審の論点は、学校における働き方改革がメインでした。主に教員の負担軽減についてです。今回の解説では以下 3 つの視点の中から、それぞれどの部分に事務職員が関係しているかを解説いたします。

- i 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ii 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
- iii 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

③ 影響

「中間まとめ」を踏まえた、国としての「緊急対策」が、公表されています。

（ リンク http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/12/1399949.htm ）

これは各教育委員会にも通知されます。事務職員に係る施策の「つかさどる」改正を踏まえた規定整備、共同学校事務室の設置、事務長発令などを各県・各市町村段階で行うために、この「中間まとめ」は活用されるでしょう。

中教審「中間まとめ」の解説(事務職員部分)

i 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化に関して

〈地域ボランティアとの連絡調整〉

地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等と学校の連絡調整の際の学校側の窓口としては、主幹教諭や**事務職員**を地域連携担当と校務分掌上位置づけて、その役割を積極的に担うことが考えられる。これを推進するため、地域連携担当教職員について、学校における地域連携の窓口として、教育委員会は、校務分掌上に位置付けるよう促進すること、学校管理規則や標準職務例に規定すること、国は、法令上の役割の明確化を行うことが求められる。

(解説)

事務職員を地域連携の担当として校務分掌に位置づけるよう、教育委員会が学校管理規則や標準職務(例)に規定することを求めている。なお、地域学校協働活動推進員は、地域住民から選任されるもので、学校からの要請を受けて地域ボランティアとの調整を担うことが想定されている。事務職員が地域連携の担当となった場合、個々の地域ボランティアと調整するのではなく、地域学校協働活動推進員との間で調整するとしている。

ii 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策に関して

〈国が取り組むべき方策〉

学校・教師が担うべき業務について、具体的業務に照らして明確化し、これを踏まえ、学校・教師が担うべき業務の範囲が学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、学校や教師・**事務職員**等の標準職務を明確化した学校管理規則のモデルを作成し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるよう取り組むべきである。その際、学校・教師が主として担う必要がない業務について、責任の所在についても併せて整理することが求められる。

(解説)

国が取り組むべき方策として、「事務職員等の標準職務を明確化した学校管理規則のモデルを作成し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるよう取り組むべき」と「その際、責任の所在についても併せて整理することが求められる。」との記載があり、別の箇所にも「『事務職員等の体制の整備を促進すべき』、『事務職員の標準的な職務内容について、国がモデルを示す必要がある』」との記載がある。これは、文科省が事務職員の標準職務のモデルを作るということであり、来年中には出されるのではないかと推察される。「責任の所在の整理」も触れられており、事務職員への職務権限付与にもつながる。また、「『事務職員等の体制の整備を促進すべき』との意見があった」との記載があり、定数改善や共同学校事務室の推進、事務長発令につながる。

〈教育委員会等が取り組むべき方策〉

これまで以上に、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である**事務職員**の参画が求められており、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、**事務職員**がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画することが必要となっている。このため、採用から研修等を通じた**事務職員**のキャリア形成の中で、**事務職員**の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めるべきである。また、勤務の実情を踏まえつつ、**事務職員**に過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室の活用や、庶務事務システムの導入等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や**事務職員**の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めるべきである。

(解説)

教育委員会等が取り組むべき方策として、「法制化された共同学校事務室の活用」や「採用から研修等を通じた事務職員のキャリア形成の中で、事務職員の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めるべき」と入っており、体系的な研修の実現につながる。

iii 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討に関して

〈学校における働き方改革の実現に向けた環境整備〉

具体的には、以下に掲げる取組を実施することを強く求めたい。

(1) 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

学習指導要領等改訂による英語教育の早期化・教科化に伴い、小学校中学年・高学年の標準授業時数が年間 35 単位時間増加するとともに、教師は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究等が求められており、授業及びその準備のための時間を確保することが必要である。

そのため、教育課程の編成・実施も含め、「3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化」で掲げる取組を強力に推進しつつ、特に以下の観点から、専門スタッフの活用も含め、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るべきである。

○ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための**事務職員**の充実

(解説)

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備として、「共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実」が記載されている。H29 年 12 月 22 日の閣議決定では、H30 年度政府予算案の教職員定数改善において、事務職員の共同学校事務室・共同実施加配が 40 人となった。

編集後記

今回は、教育行政の最新情報を取り上げてみました。時代の流れや要請を把握し、積極的に未来を語る雰囲気こそ組織力の向上につながると考えたからです。今回の「中間まとめ」は「つかさどる」改定の後の重要な答申です。これからの私たちの方向性を示すものとなるでしょう。

最後に、今回の解説は、古川学校事務総括推進員に協力していただきました。大変感謝いたします。